

名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程
綜合法政専攻 国際法政コース

『法学・開発学の多様な国際協働ネットワークを通じた
アジアの持続可能な開発のための人材育成プログラム』

「日本語による法学教育クラス」
2025年10 月入学

外国人留学生国費募集要項
[名古屋大学日本法教育研究センター修了（見込）者対象]

2025 年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程
総合法政専攻 国際法政コース10 月入学
『法学・開発学の多様な国際協働ネットワークを通じた
アジアの持続可能な開発のための人材育成プログラム』
「日本語による法学教育クラス」外国人留学生国費募集要項

<試験スケジュール、試験方法変更の可能性について>
感染症またはその他の予測不可能な事項の為、試験スケジュールや試験方法が変更される可能性があります。特に、申請期間・試験期間中は法学研究科ウェブサイトをご頻りにご覧になり、状態を確認してください。
■ 法学研究科ウェブサイト
<https://www.law.nagoya-u.ac.jp/>
■ 連絡先:
Admission Section, Graduate School of Law, Nagoya University
Tel.: +81-(0)52-789-2316, 2317

アドミッション・ポリシー

名古屋大学大学院法学研究科（総合法政専攻）博士前期課程は、法学・政治学の総合的かつ高度の専門知識を修得することを通じて、研究者をはじめとする高度の専門性が求められる職業を担っていくことを目指し、かつ、そのために必要となる資質や能力を備えた人を、国内外に求めることを、入学者受入れの方針としている。

本研究科国際法政コースでは、1999 年度より、アジア法整備支援事業の担い手の育成を主な目的として、さまざまなプログラムを実施してきた。2024年度からは、これらのプログラムとの継続性を保ちつつ、従来の法制度整備の基盤の上に、法学・開発学の多様な国際協働ネットワークを通じてアジアの持続可能な開発に貢献できる人材育成を目的として、『法学・開発学の多様な国際協働ネットワークを通じたアジアの持続可能な開発のための人材育成プログラム』を実施している

本プログラムには、「英語による法学教育クラス」と「日本語による法学教育クラス」が設置されているが、本募集要項が対象としている「日本語による法学教育クラス」は、「日本語の堪能な法律専門家の長期育成」事業として海外の協定相手大学内に本研究科及び法政国際教育協力研究センターが設置した「名古屋大学日本法教育研究センター」の修了生に、本研究科での大学院教育の機会を与え、日本法の専門家を継続的・組織的に育成することを目的としている。

「日本語による法学教育クラス」に選抜された合格者は、日本政府奨学金留学生（国費外国人留学生『法学・開発学の多様な国際協働ネットワークを通じたアジアの持続可能な開発のための人材育成プログラム』）の候補者として名古屋大学から推薦されることになる*。なお、日本政府奨学金に採用された後の辞退は原則として認められないので、注意すること。

*日本政府奨学金の詳細については、文部科学省のホームページ等で各自確認すること。

文部科学省「国費外国人留学生制度について」http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

日本留学総合情報サイト「国費外国人留学生」<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/scholarship/>

カリキュラムの概要

法律・政治学の基礎的素養の修得を目指すカリキュラムの提供と集団的・段階的な専門指導を徹底するとともに、社会状況が多様な出身国からの留学生に対する個別的で柔軟な指導体制を充実させ、バランスのとれた高度なジェネラリストの育成を目指している。具体的には、次のような視点からカリキュラムを組んでいる。1) 法律学・政治学の基礎的素養を幅広く修得する、2) 母国の実情を分析し、設定された課題解決に向けて専門領域の研究を深める、3) 民主体制、市場経済体制の確立をめざしての法の支配、市場の公正性、人権や民主主義等の原理を修得する、4) 法制度整備・構築に必要な法律知識と実践的技能を修得する、5) 理論的に思考し表現する能力とテクニックを修得する、6) 自立した論文執筆の促進とそれを支える研究方法の集団的指導、柔軟で個別的な指導相談体制の充実を図る、7) 日本人学生とのグループ学習による比較法制研究のさらなる展開、である。法学研究科の本プログラムを修了した者には、修士（比較法学）の学位が授けられる。

1 出願資格

1) 次の各号の一に該当する者で、日本国籍を有しない者

- (1) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに修了見込みの者
- (2) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに修了見込みの者
- (3) 日本の大学を卒業した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに卒業見込みの者
- (4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構）において、学士の学位を授与された者、又は 2025 年 9 月 30 日までに授与される見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び該当外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を履修することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は 2025 年 9 月 30 日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに修了見込みの者

(8) 外国において学校教育における 15 年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、又は、2025 年 9 月 30 日までに修了見込みで、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2025 年 9 月 30 日までに 22 歳に達する者

（注）上記(8)又は(9)より出願する者は、2024 年 12 月 2 日（月）までに、法学研究科入試担当へ問い合わせをすること。

2) 国際法政コース「日本語による法学教育クラス」への出願資格

上記の出願資格に加え、以下の要件すべてを満たす者であること。

- (1) 日本語能力試験 N2 以上、又は、それと同程度の日本語能力を有する者。
- (2) 名古屋大学日本法教育研究センターを修了した者、又は 2025 年 9 月 30 日までに修了見込みの者。
- (3) 最終出身大学もしくは卒業見込み大学の成績が GPA 2.3 以上であること。大学院入学後も成績の GPA 2.3 以上を維持しなければならない。

2 募集人員

若干名

3 出願書類

- (1) 申請書【別紙様式 1】（両面印刷、写真要貼付）
- (2) 専攻分野及び研究計画【別紙様式 2】（両面印刷）提出期限 2024 年 12 月 25 日（水）日本時間午前 9 時
- (3) 最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書（出身大学で発行したもの）
- (4) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績（例：GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学における成績が明確に判る指標）
- (5) 最終出身大学（学部又は大学院）の卒業（見込）証明書又は学位記
- (6) 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例：TOEFL、TOEIC、日本留学試験日本語科目、日本語能力試験等の成績表）※公募開始時から 2 年以内に取得したものに限り
- (7) 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状【別紙様式 3】
- (8) 論文概要等（執筆論文等がある場合は、その内容を簡潔にまとめたもの）
- (9) 本人の国籍身分を証明する書類
（例：パスポートの写し、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の写し）
- (10) 健康診断書【別紙様式 4】
- (11) 日本法教育研究センターからの学習の評価に関する内申書【別紙様式 5】

なお、出願書類として求められる文章等を生成 AI により作成することは認めない。

注意事項：

- これらの書類は、日本語又は英語のいずれかにより、A4 サイズに統一して作成すること（その他の言語により作成されている場合は、日本語又は英語による訳文を添付すること）。
- 提出書類は、一切返却しない。
- 申請書類が不備な場合や、提出期限を過ぎたものは、一切受理しない。
- 願書受付期限以降に文部科学省が申請書類書式を変更した場合、新たな書式を使用して作成した書類を提出しなければならない。

4 出願手続

願書受付期限：2024年12月6日（金）（16時必着）

出願書類の送付先：B4-4(700), Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya, 464-8601, Japan

TEL：+81-(0)52-789-2316, 2317

受取人氏名：Student Affairs Division of Graduate School of Law, Nagoya University

5 選抜の方法及び日程

選抜は、書類審査及び面接（口述審査）により行う。

- (1) 書類審査は、提出された研究計画書、推薦書、成績証明書、語学能力証明書等の書類を、総合的に審査するものである。審査の結果は、個別に通知する。
- (2) 面接（口述審査）は、書類審査に合格した者に対して、2025年1月8日（水）頃に、日本語を用いて、主に各人の研究計画を審査するものである。日時、場所、方法については、個別に連絡する。

注意事項：

- 不測の事態が発生した場合、試験日程、試験方法の変更や中止があり得る。以下「不測の事態が発生した場合の諸連絡」を参照すること。

6 障害のある者の出願

障害のある者で、受験上・修学上特別な配慮を必要とする者は、出願に先立ち、以下により予め本研究科と相談すること。

- (1) 相談の時期：2024年11月8日（金）まで
- (2) 相談の方法：以下3点の書類を提出すること
 - ① 特別配慮申請書（障害の状況、受験上・修学上の配慮を希望する事項等を記載したもので、様式随意、A4サイズ）
 - ② 障害等の状況が記載された医師の診断書（3ヶ月以内に作成されたもの）
 - ③ 障害等の状況を知っている第三者の添え書き（専門家や出身学校関係者などの所見や意見書）
- (3) 連絡先：後記10（1）

7 合格者発表

2025年2月末までに、本人あてに通知する。

8 入学手続

入学手続の詳細については、合格者に対する通知と併せて連絡する。指定の日時に入学手続を行わない場合は、本研究科への入学を辞退したものとして取り扱うので十分注意すること。

注意事項：

- 出願書類に虚偽の記入をした者に対しては、入学後でも入学許可を取り消すことがある。

9 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「東海国立大学機構個人情報保護規程」に基づき、適切に管理する。
- (2) 出願時に得た住所、氏名、生年月日その他の個人情報については、入学者選抜、合格発表、入学手続業務を行うために利用する。
- (3) 出願時に得た個人情報内容及び入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用する。また、入学者についてのみ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

10 その他、照会先等について

- (1) 入学試験・募集要項に関する照会先

住所：日本国、〒464-8601、名古屋市千種区不老町B4-4（700）、名古屋大学大学院法学研究科入試担当
Tel.: +81-(0)52-789-2316, 2317 / Fax: +81-(0)52-789-4921 / Email: law-kyomu@t.mail.nagoya-u.ac.jp

- (2) 不測の事態が発生した場合の諸連絡

災害や感染症の流行等により、試験日程や選抜内容等に変更が生じた場合は、次のホームページ等により周知するので、出願前や受験前は特に注意すること。

法学部・法学研究科ホームページ（入試情報）<<https://www.law.nagoya-u.ac.jp/prospective-students.html>>

- (3) 本研究科のカリキュラム、スタッフ等に関する情報

名古屋大学法学部・法学研究科のホームページ <<https://www.law.nagoya-u.ac.jp>>、又は、英語によるホームページ<<https://gsl.law.nagoya-u.ac.jp/>>を参照すること。